平成26年6月3日参議院文教科学委員会質疑

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

いつも私の質問時間は大体三時から四時の間で、もう委員の皆さんも大臣も副大臣も一番お疲れが出て、簡単に言えば眠くなる時間なんですね。ただ、議論活性化のために元気にやりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今日は傍聴の方も大勢いらっしゃいますので、ちょっと我々みんなの党のこの法案に対する主張を改めて申し上げますが、みんなの党は、教育委員会の必置規制というのはなくして、各地方自治体が自分たちの地域に合った地方の教育制度を選べるような選択権、自主決定権を持たせてあげないと本当に地域で教育を自分たちでつくっていこうというインセンティブが働かないということで、地方分権改革がこれだけ叫ばれている時代の中で、地方の教育のシステムまでも国が、あるいは国会が一つに決めて、それをもう小さな千人ぐらいの町や村からあるいは人口何百万の大都市、これだけ多様化している地方自治体が、いろんな地方自治体があるのに、一つの制度で国が押し付けて、この制度でやりなさいというのはもう地方分権改革に逆行していると。

今、地方にはどの制度を選んでやってもしっかりと教育を運営でき るだけの私は力もあると思いますし、それに挑戦することこそ地方か らの教育の活性化につながるというふうに思っておりまして、教育委 員会制度を継続して、この制度でやっていきたいという自治体があっ たらそれもよし。そして、維新や民主党が衆議院で出したように、首 長を中心にしっかりとリーダーシップを取って教育改革を進めたいと いうところがあればそれもよし。そして、今回の政府案のように、そ のいいところを合わせた形で、教育の政治的な中立性だとかあるいは 責任の明確化、こういうところをバランス取って教育委員会と首長が 連携して進める制度、これでいこうじゃないかという自治体もあって よしと。やはりこれを地方に選ばせるということが一番の地方分権改 革だし、地方からの教育の活性化につながる。したがって、選択制が 望ましいんじゃないかということで修正案も提出をしているところで すが、なかなか委員の皆さんに御理解いただけなくて、それが審議に 付されないわけですけれども、こういう議論を大臣とも何度かしてき ました。

我々が教育委員会の必置規制はなくしていくべきだという見解に対して、今日も委員の皆さんから質問がたくさんありましたが、大臣は

三つほどいつも理由を挙げるんですね。

一つは、教育行政における国の役割と地方の役割は違うんですよと。 国は、教育基本法を決めたり学校教育法という枠組みを作ったり、 あるいは学習指導要領という全体の基準を作ったりするのが主な仕事 でしょうと。一方、地方は、特に市町村ですね、義務教育を抱えるの は、ここにおいては、もう教科書の検定あるいは教員の人事、いじめ の対策、現場を抱えて様々な現場対応をしていると。だから、こうい うところには政治的中立性も大事だし、継続性、安定性が大事だから 教育委員会が必要なんですよという、この地方と国の役割が違うとい うのが一つですね。

それから二つ目に、もう少し大きく、統治機構ですね。

国は議院内閣制だと。地方は二元代表制で、特に市長や知事に権限が集中していると。教育委員会がなくなってしまうと、この知事や市長のもしかして暴走が起きたときに、多くの子供たちの人権も含めておかしくなっちゃ困るので、やっぱり地方は権限が集中しているだけに、教育委員という行政委員会を持って、少し分けて役割分担しながらやった方が安定するんだというのが二点目ですね。

三点目に、行政委員会という政府の権限から一歩離れたところで政治的な中立性を保ちながらやっていくという制度は地方にも国にもあるんです。ただ、国の場合は教育はこういう形になっていないんですけれども、この辺がちょっと分からないんですけれども、例えば、ほかに公安委員会とか労働委員会とか、あるいは公正取引委員会とか、こういう行政委員会が国にもあるけれども、教育には独特の多分理由があってこういう行政委員会制度は望ましくないというお考えもあるんだというふうに思います。

ちょっと私なりに大臣の考えを少し先行して代弁をさせていただきましたが、大臣がいつも言うのは、教育には政治的中立性、継続性、安定性が必要であり、そのためにも地方自治体には教育委員会制度は必要なんだということなんですね。

じゃ、逆に聞きますけれども、なぜ国には教育委員会制度が必要ないんでしょうか。ということで、お答えいただければと思います。

○国務大臣(下村博文君) 非常に整理して私の答弁を、今まで答弁をお話をしていただきましてありがとうございます。

基本的に国の考え方は、地方分権を教育の分野において進めるという方向でずっとこの戦後においては進めてきているという経緯についてはあるわけで、何が何でも全部国がやるべきだという考えは持って

いないということでありますし、文部科学省の考え方、私の考え方も、できるだけ子供に近い現場がより責任と権限を持てるような体制になる方向になっていくことの方が望ましいというふうに思っておりますから、今回においても、例えば県費負担教職員、これを中核市から中心に、設置主体である市町村の方に移譲していくという方向性については更に進めていくべきだというふうに思っておりますから、基本的に地方分権を否定しているわけではなく、その流れの方向に行くということは望ましいと思っていますが。

しかし、一方、何でも地方にもう任せて地方の判断でいいということは、これは無責任なことになってしまうのではないかと、その場合の負の現象が起きたときに誰が責任を取るのかということを考えると、そこまで、負が起きる可能性もあるわけですから、場合によっては、そのときのリスクを誰が責任を取るのかというところまで法治国家としてはやっぱり責任を持って考えていくべきであるというふうに思っておりますので、教育委員会の設置判断を自治体に任せるということは、これは国としては無責任であるというふうに考えているわけでございます。

国においては、もう御指摘いただきましたが、議院内閣制を採用していると、内閣がその責任において行政運営を行うことを基本としていると。行政委員会が設置されているのは、個人の人権に直接的に関与するという事務の性質から政治的中立性の確保が要請されるもの、例えば国家公安委員会等ですね、それから、所掌事務のうち準立法的又は準司法的権限を有するなど、特に慎重、公平な事務処理を必要とされるもの、人事院とか公正取引委員会、こういう分野においては、これは行政分野とされているわけでございます。

教育行政については、国は、学校教育法等の制度の枠組みとしてどうすべきかとか、それから学習指導要領といった全国的な基準を定める、あるいは教員給与等の財政負担を行うということを役割としていると。学校設置者としての、児童生徒に直接教育を行ったり教職員人事を行うといった立場を国は持っているわけではないということであります。ですから、独立した教育委員会を設ける必要はなく、文部科学大臣が教育行政を行っているというものであります。

○松沢成文君 私も、何も教育において国の役割は必要なくて、全部地方に任せるべきだという極論を言っているんじゃ全然ないんですね。 やはり国として、例えば義務教育だったら、ナショナルミニマムですね、最低限の水準はどこの地域に住んでいてもきちっと日本では教育 が保障されるんだというこのミニマムを保障する制度ですとか、あるいはナショナルスタンダードですよね、義務教育を標準的に進めるにはこういうガイドラインがあるよと、それを決めなさい、学習指導要領なんかもそういう分野に入ると思います。ただ、そのほかの教育実務については、やっぱりできるだけ現場、子供たちに近いところで、つまり学校で、あるいはもう少し広いんだったら市町村の教育委員会、もう少し広域だったら都道府県の教育委員会にどんどん下ろしていって、そこで地域の特色を生かした教育をやる、こういう役割分担が必要じゃないかという意味なんですけれども。

さて、じゃ、国の教育行政も、じゃ果たして現場を抱えていないかといったら、そうではないんですね。義務教育ではもちろん市町村教委が中心ですけれども、例えば大学教育、これは高等教育ですけれども、国立大学どころか、国の場合は私学も含めて様々な助成をしていますよね。これからもしかしたらこの国会で議論をするかもしれません、今回の学校教育法の改正案なんかも、もうまさに大学の現場で学長と教授会の関係をもう少し学長のリーダーシップを取れるように改革しようというのが主眼ですよね。これはまさしく今市町村の小中学校で起きている校長と教員会議のこの力関係、最近でも教員会議が、本来持つべき校長の人事権に対して様々、投票で決めていた、これは問題だなんという事件もありましたけど、それと同じことを大学教育では国が抱えているわけですよね。

大学は独法化しましたけれども、こういう現場を国も抱えているわけで、じゃ、そこには政治的な中立性だとかあるいは安定性だとか継続性というのは必要ないんでしょうか。私は、国が管轄する教育分野の中でもそれをきちっと担保しなければいけない部分があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) まず、大学についてでありますけれども、 憲法第二十三条に基づき学問の自由や大学の自治が保障されていることを踏まえまして、教育基本法第七条第二項におきまして、「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。」というふうに規定をされておりまして、基本的に各大学の自主性、自律性に基づき教育研究活動が行われているということが法律に明確に書かれているというところが、これが大きな特徴であります。

国立の小中高等学校についても、これも国ではないかということでありますが、現在、全て国立大学法人が教育研究の一環として設置、

管理を行っているものでありまして、国立大学法人に対する国の関与については、先ほどの憲法、それから教育基本法、これにのっとって、学長の任命は国立大学法人からの申出に基づき任命するとともに、教員等の任免は学長が行うこととされているということ、それから、中期目標の策定に当たって、あらかじめ国立大学法人の意見を聞き配慮しなければならないこととされているなど限定されていることでありまして、そのことから、政治的中立性に係る問題はそもそも生じないというのが憲法上、教育基本法上、位置付けられているということであります。

また、国立大学法人については、六年単位で中期目標、計画を定めるなど、一定の期間を見据えて業務を行うこととされておりまして、国立大学及びその附属学校における教育の安定性、継続性は担保されているものと考えております。

○松沢成文君 大学に対する行政というのは、義務教育と恐らく法的にも違う部分があるんだというふうには思います。

ただ、もう少し議論を進めますと、じゃ、国が担当する教育行政の 分野で政治的な影響、例えば党派、政権政党が替わることによって政 策が変わってしまって、それが義務教育の学校現場にも大きな影響を 及ぼすというのも私はあると思っているんです。

その一つが、この前の質問でも御指摘させていただいた高校の授業料無償化の問題ですよね。これは自民党から民主党に政権交代して、民主党の政策として、教育のある意味では機会を保障するという、そういう理念の下に全ての高校生、授業料はなしにするということで進みました。これは制度化されて、それで現場で政策として進んだわけですね。私はどちらがいい悪いというんじゃなくて、今度自民党に政権が返ったら、自民党はそれに対して、理念が違う、やはりばらまきに近いと、これはきちっと所得制限を入れようといって、制度自体がごろっとまた一年で変わっちゃうわけですね。これ、現場は混乱していると思いますよ。期待していた保護者の皆さんも、あら何よ、やってくれたと思ったら一年で変わっちゃうの、こんなの計画が狂うわよとなった人もたくさんいると思います。

もう一つ例を挙げるとすれば、全国学力テストであります。これもいろいろ議論がありましたけれども、これは二〇〇七年、第一次安倍内閣のときなんかにも議論があって、自民党政権下で小学校六年と中学校三年で、ある意味ではゆとり教育だとか学校週五日制での反省から、もう少し学力を回復させなきゃいけないということで、その資料

にするためにも全国で学力テストをやろうといって、全校でだあっとやり始めたんです。また政権交代があって、今度民主党政権になったらば、それはやり過ぎだと、学力テストの結果を学校の序列化や、あるいはいい学校、悪い学校、そこにいる頑張っている先生、サボっている先生、こういうふうに決め付けるようなやり方は駄目だと、あくまでも学力テストの結果というのは今後の教育に生かすための資料として使っていくべきだということで、がたんとこれ全校でやるのやめて、三割の学校にしたんですね。これもう猫の目行政で、ある意味で、地元からしてみると、何だよ、また変わるのかと。今度、また自民党政権が復活すると、民主党政権のやり方を否定して、また全校でやらなきゃ駄目だと、こう来るわけですよ。

国の教育の役割は、確かに私は、ナショナルミニマムとナショナルスタンダード、この基準をしっかりと作っていくことだと思いますが、この作り方だって、政権の交代、つまり政治の影響を受けてあっちへ行ったりこっちへ行ったりして、現場の子供たちや保護者や先生たちは大きな迷惑被って混乱しているという部分もあるんですよね。

そういう意味では、私は、国のやる教育行政もやはり政治的な中立性、継続性、安定性、これ求められるべきであって、そういう意味ではやはり国に中央教育委員会というのをつくるという議論があってもしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) そもそも、今御指摘された全国学力テストとか高校授業料無償化の見直しは、これは政治的中立性とか安定性とか継続性という概念に当てはまらないものであるというふうに思います。

民主党政権でも、全国学力テストそのものが廃止されたわけではなくて、悉皆調査から三割抽出調査になったと。しかし、実際は地方自治体が希望されていましたから、七割ぐらいはテストを受けていたんですね。ですから、何か一〇〇からゼロになったということではまずないということと、それから、高校授業料無償化については、概念は変わったかもしれませんが、しかし、九百十万以上については無償化はなくなりましたが、その部分を、つまり所得制限を設けたことによって、九百十万以上の所得の高い家庭の子供に配付していたそのお金で低所得者層に対して更に手厚い、あるいは公私間格差を是正する、それからあとは給付型奨学金をするということですね。一〇〇からゼロに変えるとか、そういう極端なことをまずしているわけではないということでありますが、そもそも教育行政において国と地方の役割は

違いがあるというふうに思います。

先ほどちょっと申し上げましたが、国は学校教育法等の制度の枠組み、それから学習指導要領といった全国的な基準も定める、あるいは教員給与等の財政負担を行うことを役割としている一方、地方は学校の設置管理者として児童生徒に直接教育を実施したり教職員人事を行うという役割を担っているということで、教育内容に関する政治的中立性、それから日々の教育活動に関する政治的中立性が地方においては求められるということであります。

こういうことから、直接的に教育行政を実施する地方において教育の政治的中立性を確保するという観点から教育委員会が設けられているものでありまして、先ほど御指摘のあった全国学力テスト、それから高校授業料無償化の見直し、こういう国の政策の在り方、これはそもそも、この教育委員会、地方で言われる政治的中立性、教育における継続性、安定性とはこれは全く違うことであるというふうに捉えております。

○松沢成文君 地方における政治的中立性を担保するための教育委員会の設置の必要性というのは大臣の質問でも私は合点はいくんですね。じゃ、もう一度、国ですよね。じゃ、国にもいろんな種類の行政委員会があります。もちろん一番有名というか、国家公安委員会もありますよね。あるいは、ちょっと司法的な役割を果たしている公正取引委員会とか、あるいは労働委員会みたいなもの。労働委員会や公安委員会は国も地方もあるんですね。国も地方もある。

公安委員会の目的の一つに、やっぱり政治的な中立性、これ、治安維持の警察権力というのは権力持っていますから、これに政治がくっついてしまうと、これまた危険な方向に行ってしまったり、あるいは弾圧があったり、いろいろ心配があるので、政治的中立性、やっぱりこれ継続性、安定性というのが必要だと思います。もちろん教育も将来の世代を、子供たちの人権も保障しなきゃいけない、大変重要な分野だというけれども、治安維持だって大変重要な分野ですよね。それで国の方では国家公安委員会というのをつくって、そしてこれ、大臣委員会ですよね。大臣が国家公安委員長になって、そのほかの公安委員と協議しながら政治権力とは離れたところで政治的な中立性、安定性、あるいは継続性というんですか、これを遂行していく。

そう考えると、私は、例えば総理大臣が文科大臣を指名する。この 文科大臣が中央教育委員会の一人になって、それもトップになって、 だから、ちょうど地方における教育委員会の中の今度の新しい新教育 長のような感じですよね、それが知事や首長に指名されますが、地方 は、総理大臣から指名されて、大臣の下に中央教育委員会の皆さんが、 大臣がリーダーになってですよ、政治的に中立性、あるいは安定性、 継続性を担保した国の教育行政を進めるという、こういうやり方があってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 国においては議院内閣制を、先ほどから申し上げていますが、採用しておりまして、内閣がその責任において行政運営を行うことを基本としているわけであります。

私は先週、韓国に行ってまいりましたが、韓国でも、これは大統領制ではありますが、首相がいて、やはり議院内閣制的な構成でありますが、それぞれの省庁のトップは韓国では政治家ではなくて、政治家がなってもいいんですけれども、向こうは大臣じゃなくて長官という言い方をしていますが、それぞれの役所の、日本では事務次官がその後長官になると。つまり、役人がそのまま行政のトップになっているというのが今の韓国では一般的でありますが、我が国は、それは憲法によってこれは半数以上は国会議員でなければならないと。それぞれの国によって憲法における規定がありますから、必ずしも、制度がそれぞれ違いますので、比較、単純にはできないわけでありますけれども。

我が国における行政委員会が設置されているという理由は、一つは、個人の人権に直接的関与するという事務の性質から政治的中立性の確保が要請されると。それが御指摘があった国家公安委員会ですね。それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、所掌事務のうち、準立法的又は準司法的権限を有するなど、特に慎重、公正な事務処理を必要とされるような行政分野もあるわけであります。

教育行政については、国は学校教育法等の制度の枠組みとかあるいは学習指導要領といった全国的な基準を定める、こういうような役割で、国が全部国立の小学校とか中学校だったら別ですけれども、基本的に義務教育はこれは地方自治によって、つまり学校の設置者というのは区市町村が設置主体なわけですね。この設置主体であるところが児童生徒に直接教育を行う、それから教職員人事を行う、そういう立場であると。国はそういう立場じゃないということから独立した教育委員会のような委員会を設ける必要がなく、文部科学大臣が教育行政を行っているという整理であります。

○松沢成文君 少し議論を進めたいと思うんですけれども、地方自治

体に教育委員会は必置でいった方がいいんだと。それは政治的な中立性とか安定性とか継続性も含めて様々な理由があるのは大臣の見解としては分かります、受け止めます。

ただ、私はちょっと疑い深い人間で、そのほかにも、やはり各自治体全部に教育委員会というのがあった方がやっぱり国の行政をやりやすいという面があるんじゃないかというふうに思っているんですね。

つまり、日本の国の教育行政というのは文部科学省を頂点に、義務教育だったら、今日、前川局長来ていますが、初等中等教育局ですか、ここを頂点に都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、そして義務教育の学校と、もう縦系列に大変大きな官僚機構ができ上がってしまっていて、これは戦後、教育委員会制度は地方分権のある意味で一つの受皿として地方独自のやり方で進めましょうというのがその一つの目的、理念でした。

ところが、広い意味での教育委員会、つまり教育委員会の下にある教育委員会事務局というのは、もうこれパーキンソンの法則じゃないですけれども、文科省、都道府県教委、市町村教委、どんどんどんどん増殖をしていって、ここの中で国が決めたことをできるだけ効率的に学校まで下ろしていく一つの仕組みをつくり上げてきていて、それが壊れるのがやはり嫌だというか、なので教育委員会の必置をずっとやはり言い続けているんじゃないかなというふうに私はちょっと疑っているんですね。

局長にお聞きしますが、例えば昨年度、文科省から都道府県教委、 市町村教委に直接行くのもあると思いますが、ここに出された指導、 助言、援助、あるいは通知、通達、あるいは是正要求、指示、これ、 どれぐらいの件数あるんでしょうか。

<u>○政府参考人(前川喜平君)</u> 平成二十五年の一月から十二月までの一年間でございますが、この間に文部科学省から全国の各教育委員会に発出された通知、これは約百三十件でございます。

指導、助言、援助ということにつきましては、これは折に触れているいろな形でやっておりますので、公文書による通知によるもののほか、会議の場でありますとかあるいは電話連絡等によっても助言などはしておりますので、これは正確な件数を確認することは困難でございます。

また、是正の要求及び指示でございますが、これは平成二十五年の十月及び平成二十六年の三月、いずれも八重山の教科書採択に関するものでございますが、地方自治法第二百四十五条の五第三項に基づく

指示及び第四項に基づく是正要求を各一件行っているものでございます。

○松沢成文君 私も知事経験しましたので教育委員会事務局の連中の様子というのは伺っていたわけなんですけれども、当然、文科省からかなりの数の通知だとか通達だとか、あるいは指導、助言も含めて下りてくるわけですね。それと同時に、これ通知で来るのか分かりませんが、何かあると調査しろと。調査の件数を上げろと。県からまた市町村に行って、市町村から学校に行って、よし上げてこいとなるわけですよ。もう文科省からだっと上意下達で命令が行って、それを下からがっと上げて、文科省は一つの方針を考えていくわけですね。そのための官僚機構のでっかいのができ上がっちゃっているのが今の現状だというふうに思うんです。

ちょっとこれ通告ないので分かったらでいいんですけれども、今、 都道府県と市町村の教育委員会事務局、だから、教育委員会の職員数 というのは先生が入っていますよね、その先生を抜いた総人数という のはどれぐらいいらっしゃるか分かります。分からなければいいんで す、分からなければ。ないですか。

○政府参考人(前川喜平君) ただいま数字の持ち合わせがございません。

○松沢成文君 局長がすぐ分からないぐらいたくさんいるんですよ。 すごいんです。

例えば、私、神奈川県でやっていましたから神奈川県の数字で申し上げると、皆さんもちょっと想像してみていただきたいんですが、まず神奈川県の教育委員会職員、先生も含めて一万一千六百十人いる中で、約千人が教育委員会事務局の職員なんですね。それから、市町村の教育委員会は三万七千八百三十三人の教職員がいますが、そのうち教育部局の職員が約千九百人で、これ学校に行っている職員もいますから二千人以上いるわけです。神奈川県は政令市があるので、ほかの政令市がない都市よりも県職員全体の中での教育関係職員の割合は少ないんですけれども、人口が九百万人の大きな県ですからこれだけの数がいると。

恐らく四十七都道府県、全ての都道府県の教育委員会の職員が恐らく百人単位でいて、市町村も合わせると千人以上の大きな官僚組織ができ上がっているんですね。これは、文科省が方針を出し政策を進めるに当たって、これを上意下達で指令を下ろしてまた情報を下から集めてくるのには非常に有効に働く制度なんです。

しかし、こういう官僚機構というのは非常に閉鎖的になるし、自分たちの専門性というのはいい言葉ですけれども、世論から少し隔離されて自分たちの論理で既得権を守るために動くようになってしまうんですね。私はこれが、教育委員会制度は地方分権に合った制度なんですよと皆さん言いますけれども、本当に地方から教育改革が進んでいかない私は最大の理由なんじゃないかなというふうに思っているんです。

文科大臣、私に言わせると、これが教育村なんです。文科省を筆頭に教育委員会、学校現場まで、そこには職員ががっちりテクノクラートですよ。その仕事は文科省からの政策を下に伝えていくこと、下からのものを上に伝えていくことと、こっちの方が弱いんですけれども、それで教育の自由化とかあるいは教育の多様性とか、地域からの教育改革がなかなか進まない、官僚統制になっている。それを維持するためには教育委員会必置じゃなきや困るわけです。

地方自治体によって、うちは教育委員会はやめて首長中心でいくよとなったら、首長は地域の住民から選ばれているのでかなり地域性を言いますよね。そうしたら文科省の言うことなんか冗談じゃないよと、俺らは俺らのやり方でやるという自治体が出てくる可能性は強まります。それが自治体の独善と見るか、上からの統治の論理でいくと、あんな困った首長が出てきて地方が困っているよと見るか、あるいは地方住民から見ると、文科省の上からの強制なんかに従わずに自分たちの教育は自分たちでつくろうよ、こういう自主性として捉えるか、これ両方あるんですよね。

大臣、大臣としてもう一年以上やっていると思いますが、このでかい教育委員会、文科省の官僚機構、官僚の方いて、私、決してそれを悪く言っているわけじゃないんですが、事実としてそういう体制になっちゃっています。それを守るために教育委員会は必置でなければ困るという私の見方に対しては、どういう見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) それは端的に言うと思い込みだというふうに思います。

それは、確かに教育村と言われるような、実は上意下達ではなくて、 私は、ある意味では四重構造、文部科学省と都道府県の教育委員会と 区市町村の教育委員会と学校現場ですね。悪いときにはもたれ合いに なっている部分があると思います。本当は自分たちでやるのに、それ を何か責任転嫁しているところもあるのではないかというふうに思い まして、教育は既に相当地方分権が実際は進んでいるわけですね。 ですから、前回、田村委員から批判されましたが、例えば道徳の教材を全ての小中学生人数分だけ作って、是非家庭でも読んでもらえるように配ってくださいと言っても、配る配らないは教育委員会が判断するから配らないということで、実際は配られていないという状況だってあるわけなわけですね。ですから、これはお願いベースなわけです。是非家庭で持っていってくださいとお願いベースで、強制はできません。

同じように、これは明らかに違法ですけれども、竹富町の問題だって、結果的には訴訟まではもうしないということでこちらの方は収めましたけれども、しかし、それも強制的にできなかったんですね。

それから、今までの教育委員会制度の中でも、相当、自治体の首長とそれから教育委員会の意欲によって教育改善を今現在でもやっている自治体は相当あると思いますよ。実際に、神奈川県の知事をされていて、かなりいろんな教育改革を松沢委員が実践されているじゃないですか。ですから、やろうと思ったらできる部分というのは相当あって、それを何か文部科学省の責任にして、転嫁してやらないというような自治体も相当私は一方であるんじゃないかなというふうには思うんですね。ただ、今回は、より現場における責任体制の権限の明確化を図ると。

それから、そもそも教育行政というのは、国と地方の適切な役割分担、それから、相互の協力の下、公正かつ適正に行うことが必要であるという仕組みの中、それぞれの自治体がやろうということについては相当やれる話であって、それを法律改正しなければできないというのは、教育委員会の必置義務等はありますけれども、それ以外の現場における教育については、今現在でも相当創意工夫の中で実際はやっている自治体はたくさんあるんですね。

全員が同じような金太郎あめみたいなことをやっているわけではないわけでありまして、もっともっとこれから、新しいこの改正案が成立した以降は、それぞれの自治体が創意工夫によって今まで以上に、かなりそれぞれの自治体に合った教育改革が促進されるという、そういう改正案でもあるというふうに思います。

- ○委員長(丸山和也君) 松沢委員、時間です。
- ○松沢成文君 時間ですので、終わります。

ありがとうございました。